

## 農業資材審議会農薬分科会検査法部会における審議結果について (報告)

### 1. 審議結果について

農業資材審議会農薬分科会検査法部会においては、市販される農薬の製造に用いられる有効成分（農薬原体）が、農薬の安全性を評価する毒性試験に用いられた農薬原体と同等であることを担保し、農薬の品質及び安全性を確保するために設定する農薬原体の成分規格（農薬原体中の有効成分及び考慮すべき毒性を有する不純物の含有量に関する規格（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 14 条第 3 項の検査方法）について検討することとしている。

個々の農薬原体についての審議に先立ち、平成 27 年 12 月 22 日（第 1 回）の検査法部会において、審議資料等の取扱い（添付資料 6－1）及び利益相反の防止（添付資料 6－2）について取りまとめた後、平成 28 年 3 月 29 日（第 2 回）の検査法部会において、農薬原体の成分規格の設定に必要な試験成績及び評価方法について審議し、その結果を以下の 4 つの資料に取りまとめ、平成 28 年 6 月 3 日に公表した。

- ・ 農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について（添付資料 6－3）
- ・ 農薬原体の成分規格の設定方法について（添付資料 6－4）
- ・ 考慮すべき毒性を有する不純物の決定方法について（添付資料 6－5）
- ・ 農薬原体の同等性の評価方法について（添付資料 6－6）

### 2. 農薬取締法施行規則等の改正について

検査法部会の審議結果を踏まえ、農薬原体の成分規格の設定に必要な試験成績について申請者に提出を求めるため、農薬の登録申請書の様式を定めている農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）、農薬の登録申請時に提出する試験成績を定めている「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）等を平成 28 年 10 月 31 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

### 3. 今後の予定

平成 29 年 4 月 1 日以降に登録申請される新規有効成分を含む農薬及び申請者が農薬原体の成分規格を定めることを希望する既登録の農薬を対象として、検査法部会において審議を行う。これら個別剤の審議結果については、農薬分科会に報告することとする。